

高松市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第2項、第5項および第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見を、同条第9項および第10項の規定により、次のとおり公表します。

また、同条第12項の規定により、措置内容を併せて公表します。

平成22年8月13日

高松市監査委員 谷本繁男
同 吉田正己
同 森川輝男
同 小比賀勝博

平成22年度財政援助団体監査結果報告等について

第1 財政援助団体（財団法人高松市国際交流協会）監査の結果に関する報告および意見

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
部局および団体	事 務	
市民政策部 国際文化・スポーツ局 国際文化振興課 都市交流室	平成21年度の財団法人高松市国際交流協会に財政的援助等を与えているものの出納その他の事務	平成22年4月1日から 同年6月7日まで
財団法人 高松市国際交流協会	平成21年度の高松市の財政的援助等に係るものの出納その他の事務	

(2) 監査の方法

平成21年度に執行した当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している市民政策部国際文化・スポーツ局国際文化振興課都市交流室および同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

(3) 財団法人高松市国際交流協会（以下「協会」という。）の概要

ア 設立年月日

平成2年8月17日

イ 設置目的

協会は、高松市、民間団体等と相互連携を図りながら、国際交流事業を効果的、かつ、積極的に推進することにより、高松市の国際都市としての発展に寄与するとともに、世界の人々との相互理解と友好親善を図り、もって市民福祉の向上と世界の平和に寄与することを目的とする。

ウ 事務所所在地

高松市番町一丁目11番63号

エ 組織（平成22年3月31日現在）

役員は17人で、そのうち理事長1人、副理事長2人、常務理事1人、理事11人および監事2人である。

なお、事務局職員は5人である。

オ 実施事業（寄附行為で定めている事業）

- (ア) 海外の諸都市との国際交流事業の実施
- (イ) 市民の国際交流活動に対する支援
- (ウ) 国際交流に関する講演、講座、派遣研修等の実施
- (エ) 留学生、研修生等在住外国人に対する支援
- (オ) 国際交流に関する情報の収集および提供
- (カ) 高松市国際交流基金の造成、管理および運用
- (キ) その他協会の目的を達成するために必要な事業

カ 採用している会計基準

公益法人会計基準

キ 基本財産および高松市出資額（平成22年3月31日現在）

（単位 円）

基本財産	高松市出資金
30,000,000	30,000,000

ク 高松市からの補助金の種類および金額（平成21年度）

（単位 円）

補助金の種類	平成21年度補助金額
協会運営補助金	15,755,000

ケ 収支の状況等

（ア） 貸借対照表

平成22年3月31日現在

（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	5,407,030	4,652,533	754,497
流動資産合計	5,407,030	4,652,533	754,497
2 固定資産			
基本財産			
基本財産積立金	30,000,000	30,000,000	0
基本財産合計	30,000,000	30,000,000	0
特定資産			
特定資産合計	0	0	0
その他固定資産			
国際交流積立金	439,715,974	439,715,974	0
国際交流積立金合計	439,715,974	439,715,974	0
電話加入権	234,339	234,339	0
その他固定資産合計	439,950,313	439,950,313	0
固定資産合計	469,950,313	469,950,313	0
資産合計	475,357,343	474,602,846	754,497
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金	146,478	31,439	115,039
未払金	10,919	528,718	△ 517,799
流動負債合計	157,397	560,157	△ 402,760
2 固定負債			

固定負債合計	0	0	0
負債合計	157,397	560,157	△ 402,760
Ⅲ 正味財産の部			
1 指定正味財産			
基本財産積立金	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産合計	30,000,000	30,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(30,000,000)	(30,000,000)	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2 一般正味財産			
一般正味財産合計	445,199,946	444,042,689	1,157,257
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	475,199,946	474,042,689	1,157,257
負債及び正味財産合計	475,357,343	474,602,846	754,497

(イ) 正味財産増減計算書

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益			
基本財産受取利息	124,000	0	124,000
国際交流積立金運用益			
国際交流積立金受取利息	3,670,076	3,802,252	△ 132,176
事業収益			
受託事業収益	1,894,000	1,664,000	230,000
イベント参加料収益	21,900	25,200	△ 3,300
受取補助金等			
受取高松市補助金	15,755,000	17,957,857	△ 2,202,857
松平公益会補助金収入	1,650,000	0	1,650,000
雑収益			
現金預金受取利息	0	1,779	△ 1,779
広告掲載収益	90,000	130,000	△ 40,000
書籍販売収益	1,000	3,500	△ 2,500
雑収入	0	10,000	△ 10,000
経常収益計	23,205,976	23,594,588	△ 388,612
(2) 経常費用			
事業費			
給料手当	5,523,600	0	5,523,600
会議費	223,445	435,655	△ 212,210
旅費交通費	1,090,420	1,911,870	△ 821,450
消耗品費	271,352	154,675	116,677
備品費	110,250	0	110,250

印刷製本費	254,081	250,176	3,905
役務費	177,196	189,653	△ 12,457
賃借料	175,610	533,175	△ 357,565
諸謝金	222,298	655,458	△ 433,160
委託費	1,726,330	1,302,495	423,835
負担金支出	1,432,150	1,469,500	△ 37,350
助成金支出	3,454,250	2,345,300	1,108,950
事業費 計	14,660,982	9,247,957	5,413,025
管理費			
給料手当	4,427,600	9,974,900	△ 5,547,300
共済費	1,253,259	1,329,405	△ 76,146
会議費	4,000	5,000	△ 1,000
旅費交通費	160,460	146,770	13,690
消耗品費	79,306	23,268	56,038
備品費	135,219	101,023	34,196
印刷製本費	32,550	0	32,550
役務費	213,671	259,510	△ 45,839
賃借料	786,603	788,289	△ 1,686
委託費	66,870	46,518	20,352
負担金支出	30,300	18,300	12,000
雑費	197,899	337,637	△ 139,738
管理費 計	7,387,737	13,030,620	△ 5,642,883
経常費用計	22,048,719	22,278,577	△ 229,858
評価損益等調整前当期経常増減額	1,157,257	1,316,011	△ 158,754
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	1,157,257	1,316,011	△ 158,754
2 経常外収益の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,157,257	1,316,011	△ 158,754
一般正味財産期首残高	444,042,689	442,726,678	1,316,011
一般正味財産期末残高	445,199,946	444,042,689	1,157,257
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産期末残高	30,000,000	30,000,000	0
III 正味財産期末残高	475,199,946	474,042,689	1,157,257

(ウ) 財産目録

平成22年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
普通預金 百十四銀行	5,407,030		
流動資産合計		5,407,030	
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産積立金			
定期預金	30,000,000		
(2) その他固定資産			
国際交流積立金			
定期預金・地方債等	439,715,974		
電話加入権	234,339		
固定資産合計		469,950,313	
資産合計			475,357,343
II 負債の部			
1 流動負債			
預り金 源泉所得税等	146,478		
未払金			
電話料金	10,919		
流動負債合計		157,397	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			157,397
正味財産			475,199,946

(4) 監査の結果

監査の結果、所管部局および監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、監査対象団体の事務の一部に改善を要する事項が認められるとともに、事務の一部に関して、監査委員の意見を付するものである。

なお、監査対象団体の改善を要する事項について、措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努

められたい。

(5) 今回の監査で指摘した事項

監査対象団体（財団法人高松市国際交流協会）に対するもの

備品整理簿を適正に整理すべきもの

協会財務規程第21条第2項では、「備品は、固定資産に準じて備品整理簿により整理しなければならない。ただし、1品の取得価格が5万円未満のものは、消耗品とみなす。」旨規定されているにもかかわらず、取得価格が1万円以上の物品から備品として記録されているので、今後においては、同規定により適正に整理されたい。

2 監査の結果に付する監査委員の意見

監査対象団体（財団法人高松市国際交流協会）に対するもの

費用弁償の支給根拠の整備について

協会理事会の招集に伴う費用弁償については、協会旅費規程第2条第3項において、支給額は理事長が別に定めることとしているものの、支給金額に関して、別に定めのないまま、高松市の関係条例に準じて支給しているので、今後においては、支給額を別に定めるなど、関係規程を整備されたい。

第2 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 所管部局に対するもの

(1) 概算払により補助金を交付する理由を適正にすべきもの

ア 改善を要する事項

高松冬のまつり開催補助金については、高松市補助金等交付規則第9条第2項ならびに高松市会計規則第79条第1項第3号および第2項の規定を根拠として、支出の特例の一つである概算払をしているにもかかわらず、同補助金交付決定伺決裁には、同交付規則第9条第2項に規定する「特に必要があると認める理由」が記載されていないので、今後、同補助金を概算払により交付する場合は、概算交付する正当な理由を決裁に明記されたい。

イ 措置された内容（措置通知日 平成21年12月4日）

高松冬のまつり開催補助金については、高松市補助金等交付規則および高松市会計規則に基づき、平成21年度から補助金交付決定伺決裁に、概算払により補助金を交付することの正当な理由を明記するよう、適正な事務処理に改めた。

所管部局（産業経済部観光振興課）

(2) 補助金の交付決定を適正にすべきもの

ア 改善を要する事項

高松市補助金等交付規則の規定に基づく補助金の交付を受けようとする場合には、同規則第3条第1号の規定に基づき、事業計画書を添付しなければならないが、高松冬のまつり開催補助金については、事業計画書がないまま収支予算書のみをもって、交付決定をしているので、今後、同様の補助金の交付決定に当たっては、これらの規定に基づき、時系列に沿った詳細な事業計画書を作成させるなど、適正に事務処理されたい。

イ 措置された内容（措置通知日 平成21年12月4日）

高松冬のまつり開催補助金については、高松市補助金等交付規則に基づき、平成21年度から補助金の交付決定をするに当たり、時系列に沿った事業計画書を補助金等交付申請書に添付するよう、適正な事務処理に改めた。

所管部局（産業経済部観光振興課）

2 監査対象団体に対するもの

(1) 決算時の債権債務状況を適正に表すべきもの

ア 改善を要する事項

協会の寄附行為では会計年度の終了を3月31日と規定し、財産目録に普通預金および未払金を計上しているが、社会保険料の戻入金に係る未収額および高松市委託料の返還に係る未払金が含まれず、普通預金残高と合致していないことから、今後、これらの事項については適正に整理されたい。

イ 措置された内容（措置通知日 平成22年6月22日）

決算書の財産目録・未払金額欄に市受託収入精算金の項目を設け、年度末における通帳残高と決算額が合致するよう改めた。

監査対象団体（財団法人高松市花と緑の協会）

第3 前回までの監査で付した監査委員の意見に対する措置内容等

1 監査対象団体に対するもの

(1) 実行委員会規約の整備について

ア 意見を付した事項

高松冬のまつり実行委員会規約第9条第5項で事務処理について必要な事項は、別に定めることと規定しているが、予算で定めた額を補正および流用する際に、伺決裁を用いて行っているなど、別に定めることなく事務処理が行われていることから、今後においては、事務処理に係る取扱基準を別に定めるなど、当該規約を遵守した執行に改められたい。

イ 措置された内容（措置通知日 平成21年12月4日）

高松冬のまつり実行委員会規約の事務処理に係る取扱基準については、平成21年度において、本規約を遵守する中で、高松冬のまつり事務局事務決裁規程を制定し、適正な事務処理に改めた。

監査対象団体（高松冬のまつり実行委員会）